

裁判員裁判の更生、治癒効果に関する試論

飯 考 行

はじめに

I 青森県 1 例目の裁判員裁判

II 裁判員裁判に対する見方

III 裁判官と裁判員の異同

IV 裁判員裁判の性質の検討

おわりに

はじめに

裁判員裁判は、周知の通り、刑事重罪事件を対象に、裁判官 3 人と、国民から無作為に選ばれた裁判員 6 人ならびに補充裁判員数名が参加して、事実の認定、法令の適用、刑の量定を合議で判断する（概説は、池田2009、柳瀬2009）。2009年5月21日の裁判員制度（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）の施行から翌年5月末までの約1年間に、1898人の被告人が起訴され、うち582人（554件）に対して裁判員裁判が行われ、3369人が裁判員を経験した（最高裁判所調べ）。訴訟手続への市民参加が、戦前の陪審制度の停止以来66年ぶりに、新たな形態で再開されたことになる。

裁判員制度については、周知の通り、施行前にその是非をめぐる主張が繰り広げられたが（概観は、新屋2005、後藤2008）、裁判員制度への積極説と消極説の双方とも、理念論と実態論が混在していた。各論者の立場も関わって¹、裁判員就任をためらう国民の同調を背景にした政治的色彩の強さがあったことは否めない。そのためか、制度施行後は、時々各地の裁判員裁判の様子がメディアで報じられるにもかかわらず²、学術的な議論は、施行後間もない関係はあるにせよ、刑事訴訟実務の対応を除いてほとんど聞かれなくなった。しかし、本来、裁判員制度の評価は、その施

¹ 裁判員制度消極説を唱えた者のうち、概して、元裁判官・検察官は従来の刑事裁判実務と裁判官による裁判を肯定的にとらえ、司法改革反対論者は他の改革事項とともに裁判員制度を批判し、陪審制度導入論者は陪審制度に比した裁判員制度の問題点を挙げており、呉越同舟の観があった。

² 熱心なメディア報道の背景には、観衆として関心を寄せる市民がいると考えられる（松永2008）。

行後の運用にもとづいてなされる必要がある³。理論から実証論へのシフトが求められているのではなかろうか。

そこで本稿では、裁判員制度の施行後の運用に着目し、なかでもその更生、治癒効果に焦点をあてる。このテーマを着想したのは、青森県1例目の裁判員裁判を傍聴し、裁判員の熱心な職務への取り組みはもとより、裁判員の被告人に対する感想交じりの「質問」と被害者の意見陳述への傾聴などの姿勢が、職業的に判決から逆算して法廷に臨むように映る裁判官のそれと対照をなしていたことにある。以下は、「裁判員の参加する裁判は、裁判官のみによる裁判よりも、被告人の更生を促し、被告人と被害者を治癒する効果を備えている」という仮説を検証しようとするものである。

検討の主な基礎資料は、上記の2009年に青森県で行われた1件目の裁判員裁判の傍聴経験、国民および裁判員経験者に対する既存の質問票調査結果と、同年内に実施された裁判員裁判（被告人142人・138件）の被告人と被害者による新聞記事や弁護人を介した裁判員制度への見方である。もとより、裁判員制度の施行開始から間もないことに加えて、個人的な数少ない傍聴体験と二次資料に主に依拠する点で、準備的考察にとどまることをあらかじめお断りしておく。

I 青森県1例目の裁判員裁判

1. 裁判の変化

裁判員裁判は、2009年8月に東京地方裁判所で1例目（起訴罪名は殺人）が、同月にさいたま地方裁判所で2例目（殺人未遂）が行われた。同年9月2日から4日にかけて実施された全国3例目（強盗強姦2件等）が、青森県初の裁判員裁判となった。全国初の性犯罪事件だったためもある注目度は高く、連日千人前後の傍聴希望者が青森地方裁判所近辺の地下道に列をなした⁴。

裁判員裁判では、一般の国民から選ばれた裁判員が参加する関係で、取調べ調書を含む事前提出書面に比重が置かれる従来の法律実務家のみによる審理から、法廷で検察官の立証、弁護人の弁論、被告人の主張、証人の証言を目の当たりにして「見て聞いて分かる裁判」が目指されている。そのため、裁判員裁判を実施する全国60庁で法廷の改修がなされ、裁判官3人と裁判員6人が並んで座

³ 例えば、裁判員制度施行前に批判されていた点のうち、出頭の強制は、施行後の辞退の柔軟な許容と不出頭に対する過料の不徴収により、事実上緩和されていると解することもできよう。

⁴ 青森地方裁判所1号法廷の傍聴席72席のうち、34席がメディアに割り当てられ、残りの38席ほどが一般傍聴者にあてられた。もっとも、列をなした傍聴希望者の大半は、既定の報道関係者席に加えて、メディアができるだけ多くの新聞、テレビ記者、法廷画家、コメンテータ等の席を確保するための、アルバイトだったように見受けられる。筆者は、地元テレビ局のコメント要請を受けてアルバイトの取得した券で連日傍聴したが（自身でも並んだが25倍強で3日間とも外れた）、実際に法廷傍聴席はメディア関係者でほぼ占められていた。青森県で同年11月に県内2例目の裁判員裁判が行われた際は、傍聴券が配布されたもののさほど傍聴希望者は多くなく、ほぼすべての希望者が法廷に入ることができたと仄聞しており、3例目以降は傍聴券自体が配布されていない。筆者は、2010年5月末までに、青森地方裁判所で、1例目のほか、4例目（2010年4月）と5例目（同年5月）（ともに一部）を傍聴したが、後二者ではいずれも席は空いていた。

ることのできるアーチ型法壇に加えて、法壇上と法廷壁面のモニター、証言台前のビデオカメラ（録画されており、事後の評議で不明点が生じた場合に映像で確認可能）、9人で座ることのできる評議室などが新設された。青森県1例目の裁判員裁判でもそれらの機材が活用され、黒い法服を着た裁判官3人を囲むように、白シャツなど私服姿の裁判員6人と、後方に補充裁判員3人が腰をかけていた。傍聴して従来からの変化を感じられたのは、以下の四点である。

第一は、裁判の進行方法である。事前の非公開の公判前整理手続で証拠と争点が絞り込まれ、前日の午後に裁判員が選任され、3日間の連続開廷で朝から夕方まで集中的に審理された。重罪事件の裁判員裁判は、短期集中型の、目で見て耳で聞いて、国民が裁判官とともに参加して判断するスタイルに変わっていた。

第二は、裁判員の存在である。県民から選ばれた裁判員は、とても熱心に裁判に取り組んでいるように見受けられ、法廷で、被告人、弁護士、検察官、被害者の言い分に耳を傾けていた。裁判員のうち5人は、被告人と証人に対して、数多くの質問を落ち着いた口調で発した。質問内容の多くは、プロの裁判官顔負けの要点をついていた。個人的に印象に残ったのは、被告人質問で、裁判員の質問に対する被告人の応答が、それまでの検察官、弁護士、裁判官に対する受け答えと一転し、日常会話を交わしているように生き生きしていたことである。被告人は当時22歳で、裁判員は20歳台後半以降の男女（裁判員の男女比は5：1、補充裁判員は1：2）だったこともあり、あたかも過ちを犯した若者を同じ町の年長者が諫めている観があった。裁判員からは、不明点の確認がなされたほか、「(被害者宅の)窓から逃げていたら、大げさな事件にはならなかったと思うのに」などという感想めいた発言があり、裁判員によっては方言を交えていた。

第三に、検察官と弁護士が、熱心な仕事ぶりを見せたことである。これは、従来の裁判官3人に加えて、裁判官6人、補充裁判員3人のあわせて12人、24の瞳と耳が法廷を見据えていたためと思われる。検察官4人（実働3人）は、交替しながら、新設のモニターを活用し、有罪立証とどのような刑罰が適切かを、パワーポイントで要点を示し、現場見取り図や再現写真を映写し、供述調書を読み上げて主張した。弁護士も、パワーポイントを用いて、証人尋問を含めて、被告人の言い分を分かりやすく伝えた。最後に行われた検察官の論告・求刑と弁護人の最終弁論は、それぞれ40分ほどかけて裁判員と裁判官に顔を向けて雄弁に語りかける、熱を帯びたものであった。

第四は、以上の結果、法廷の審理が充実した内容になったことである。入念な捜査にもとづく検察官の立証、被告人の言い分、証人の証言（調書の読み上げ）、被害者の意見陳述など、多角的な証拠と判断材料にもとづいて、年代、社会経験ともに多様な県民からなる裁判員と、裁判官、検察官、弁護士という多様な人々が、有罪・無罪と、刑の重さを決める任務にチームで協働してあたっていた。地域社会で起こった痛ましい犯行に、誤りなく最善の手を尽くして対応しようとする、裁判の一つのあるべき姿であると思われた。

2. 裁判の概要

裁判では、検察官による冒頭陳述と立証後、弁護人から、被告人の成育歴が明らかにされた。被告人の生前に両親は離婚し、父と会ったことはなく、母と祖母との3人暮らしで、7歳の時に母は亡くなっている。兄弟もおらず淋しかったが、本当の自分は表に出さずに明るい良い子の演技をし、人のことを大切に思えず愛せない悩みを抱えていた。中学校2年時に千葉から青森へ引っ越し、親戚からは祖母の面倒を見て早く墓を立てるよう言われ続けた。唯一の理解者だった伯父も2008年に亡くなり、母が亡くなったときと同じように心に穴が開いたような絶望感を覚えたという。情状証人として祖母が出廷したこともあり、被告人に対していくらか同情的な展開になりかけた。

しかし、裁判の終盤、性被害にあった2人の意見陳述がビデオリンクされた別室から行われ、法廷の雰囲気は一変した。被害者の姿は、法壇、検察官と弁護人席のモニターのみに映し出され、被告人と傍聴席には音声のみが流れた。2人からは、一番伝えたいことを訴える書面が読み上げられ、犯罪被害の癒えない傷が切々と肉声で述べられた。最後に、その他に伝えておきたいこととして、「私が今日ここに来たのは、裁判員裁判が報道されるのは嫌だけれど、この苦しみを被告人、裁判官、裁判員に伝えたかったからです。どうか厳しい処罰をお願いいたします」、「この場に来るか来ないかとても迷ったが、いくらかでも刑が重くなればと思って来た。とても許すことはできない。少しでも長く、できれば一生、刑務所に入って欲しい」という言葉で、それぞれ締めくくられた⁵。

2日間の審理の終わりに、検察官は懲役15年を求刑、弁護人は懲役5年が相当と述べ、3日目に最終評議が行われ、15時30分より判決が言い渡された。

主 文

被告人を懲役15年に処する。
未決勾留日数中120日をその刑に参入する。

理 由

(事実) (略)

(量刑の理由)

量刑に当たって裁判所が特に重視したのは、被告人が犯した2件の住居侵入、強盗強姦事件、つまり、第1事件と第4事件の悪質さ、重大さである。

すなわち、被告人は、極めて身勝手な動機から、女性の人格を無視した卑劣な犯行を2件も重ねたものであり、これらの犯行が被害者らに生涯いやされないであろう心の傷を負わせ、深刻な影響を与えたことは言うまでもない。被害者らの被害感情は極めて厳しく、被告人に対し、できれば一生刑務所に入って欲しい、だめならできる限り長く長く入って欲しいなどとして、被告人に対し厳しい

⁵ 以上の被害者の陳述内容は、執筆者の傍聴メモによる。

処罰を望んでいるのも当然であり、この点は重く受け止めなければならない。

その他、検察官の主張する一連の犯行の悪質さ、危険性などからすれば、被告人の責任はとても重いと言わざるを得ない。

そうすると、被告人の生い立ちに恵まれない点があったことや、被告人が若く、第1事件当時は少年であったこと、被告人に前科がないこと、被告人が、罪を認め、反省の言葉を述べていることなど、弁護人が被告人のために指摘した点を十分考慮しても、被告人に対しては、主文のとおりを刑を科した上で、時間をかけて自らが犯した罪に対する自覚を持ち、反省を深めて更生させる必要がある。

よって、主文のとおり判決する。

判決言い渡しの際、向かって一番右の裁判員は、ハンカチで涙を拭っていた。判決は、検察官の求刑通りの懲役15年であった。最後には、裁判長より、「あなた（被告人）に対して私たちが考えた15年というのは、決してあなたを諦めた15年ではない、むしろそれは、あなたに期待する15年です」との旨が付言された。この言葉は、裁判員の一人が判決言い渡し前に裁判長に依頼した一節で、それを聞いた被告人は、今までにない表情で深く頷いたという（座談会2010：144-145）。この裁判では、検察官求刑と同じ刑期が宣告されたものの、被害者の声に後押しされた厳罰意向にとどまらず、被告人の更生に向けた配慮もあったことが分かる。判決後、被告人は、事実誤認（起訴されたうちの1件で強盗強姦罪ではなく強盗罪と強姦罪の併合罪を主張）、法令適用の誤りおよび量刑不当（第一審判決後になされた被害弁償の勘案も含む）を理由として、仙台高等裁判所に9月17日に控訴したが、2010年3月10日に棄却され⁶、同月18日の最高裁判所上告後、6月22日に確定している。

3. 課題

裁判はおおむね順調に進行したように映ったが、問題点や課題をあえて挙げれば、以下の通りである。まず、裁判員6人のうち、男性が5人で、補充裁判員に女性2人が含まれていたものの、男性の比率が高かった。裁判員は無作為抽出で選ばれるため、やむを得ないとはいえ、裁判員および裁判官の構成で、男女比と年齢のバランスがとれるに越したことはなからう⁷。地理の点では、青森県内で起こった事件の裁判員裁判は、青森市の地方裁判所本庁でのみで開催されるが、県内は面積が広いので、宿泊は可能にしろ、往復に時間のかかった裁判員もいたであろう。裁判日程は、審

⁶ 判決は、控訴棄却、当審未決110日算入。判決要旨は、A4版で実質6枚にわたり、第一審の2頁半程度のそれに比較して詳細であった。なお、第一審の判決要旨は、一人の裁判官が考えて、裁判長も見直したものが評議室のモニターに映され、それを裁判員も見ても意見を出し合いながら作られ（座談会2010：145）、判決言い渡し後にメディアに配布されている。

⁷ 青森地方裁判所本庁の裁判員裁判対応刑事合議体の裁判官は、2009年度は男女2：1だったが、2010年度から裁判長を除いて異動になり男性3人のみとなっている。

理は実質丸2日で（3日目は15時30分からの判決言い渡しのみ）、評議は1、2日目の審議終了後の短時間と3日目午前午後の5時間程度にとどまり、起訴事件4つ（うち1件は犯行時19歳で、本来は少年事件）の検討を尽くすうえで十分だったのか、疑問の余地なしとしない。

検察官と弁護人を比較すると、女性被害者の調書を女性検察官が朗読するなど、前者の方が準備周到に映った。弁護人の一人は、事件の発生した十和田市に勤務し（週当番制の被疑者国選弁護を契機に担当）、後に加わった主任弁護人は青森市勤務であった。被告人は初めの数ヶ月は十和田市の警察署、後に青森市の拘置所に勾留されたため、弁護人は、両市の行き来に片道1時間30分を要し、接見は毎週夕方以降にならざるを得ないなど、苦勞が多かったという。また、第一審で争点にならなかったが、控訴審では取調べ段階の被告人の供述調書の内容が争われており⁸、取調べ過程の録画等の可視化がなされていれば紛糾しなかったであろう。被害者のプライバシー保護は、裁判員選任時に十和田市に居住したまたはしばしば立ち寄る候補者は外された点で配慮されていたが、意見陳述は肉声であった。本人の特定につながりかねないにしろ、被害感情はダイレクトに伝わってきた。量刑については、検察官の求刑通りで、同種事件の判例に照らせば重かった。どのような議論を経てこの刑に合意されたのかは、評議の秘密の関係で不明であるが、裁判員経験者に対する取材では、評議で同種事件の判例グラフを見せられた裁判員が、性犯罪の従来 of 刑の軽さに驚き、社会に対するメッセージを発する意図を持っていたことが報じられており⁹、裁判員の影響力を見てとれる。

II 裁判員裁判に対する見方

1. 国民

各種世論調査の結果によれば、裁判員を務めることを希望する国民は2割から3割程度にとどまり、制度施行後も就任意欲はさほど高まりを見せていない（松村他2008、木下2010ほか、各種調査を参照）。ただし、質問の中に、裁判員の職務が義務である旨の選択肢を挿入すると、6割強の国民が裁判員就任を希望するように映る。すなわち、最高裁判所調査によれば¹⁰、「あなたは裁判員と

⁸ 控訴審判決は、強盗強姦罪の成立を争った弁護側の主張について、捜査段階では認める供述をしていた上、一審後になされた不適法な新主張として退けた。被告人は、「罪がどれでも（招いた結果は）同じと思われるかもしれないが、自分としては（成立する罪は）違うという思いがある。供述調書を取られてしまったら終わり。（違うと）強く主張しなかった自分に反省している」と、仙台拘置支所での取材で述べている（河北新報、2010年3月12日朝刊）。また、「控訴審への期待は多少なりともあった」と明かし、「判決がすべて真実なら刑期は15年でも構わない。でも、事実は少し違う」と述べている（同紙、2010年3月20日朝刊）。

⁹ NHKテレビ・クローズアップ現代「市民が裁判を変える－徹底分析・裁判員裁判－」（2009年11月26日放送）より。

¹⁰ 国民に対する最高裁判所調査（2010b）は、2010年1月21日から2月3日にかけて実施され、回答者は全国20歳以上から無作為抽出された2037人である。

して刑事裁判に参加したいと思いますか」の問いに対して、「参加したい」7.2%、「参加してもよい」11.3%、「義務であれば参加せざるを得ない」43.9%、「義務であっても参加したくない」36.3%、「わからない」1.3%という回答分布になる（最高裁判所2010b）。「義務であれば参加せざるを得ない」の選択肢をいかに解釈するのが問題になるが、「義務」でなければ就任意欲が高まらない状態にあることは疑いない。

裁判員の務めをためらう理由で最も多いのは、心理的負担であり、仕事への影響などの物理的負担が続く。「あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか」（複数選択）の設問に対する答えは、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」76.1%、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」61.0%、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」50.7%、「冷静に判断できる自信がない」49.7%で、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」48.2%、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」38.1%、裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」35.1%、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」17.5%の順に続く（最高裁判所2010b）。

他方、裁判員制度の影響として、裁判員制度が開始されてから裁判や司法に対する興味や関心が変わったかに関する問いに対する回答は、「特に変わらない」55.5%、「以前に比べて興味や関心が増した」43.4%、「以前に比べて興味や関心が減った」1.1%で（最高裁判所2010b）、裁判員制度が、市民の目から、就任意向とは別に、裁判や司法への対し方に影響をあたえるほどの重要性をもってとらえられていることが読みとれる。

2. 裁判員経験者

裁判員経験者の裁判員裁判への見方については、裁判後の記者会見の席でたびたび聞かれるほか、最高裁判所および各種メディアによる裁判員経験者に対する質問票調査結果がある（ただし、メディアによる調査は独自取材にもとづくため、回答者の母数は前者に比して少ない）。以下では、より客観性が高いと思われる後者の質問票調査結果から、裁判員経験者の見方を探りたい。

裁判員の経験については、いずれの調査でも9割以上の回答者が高い評価を示している。最高裁判所調査では¹¹、裁判員の体験について、回答者の96.7%が肯定的に評価する（「非常によい経験と感じた」57.0%、「よい経験と感じた」39.7%、「あまりよい経験とは感じなかった」1.8%、「よい経験とは感じなかった」0.5%、「特に感じることはなかった」0.1%）。これらの回答者が、裁判員に選ばれる前の気持ちとして、「積極的にやってみたい」7.8%、「やってみたい」22.3%、「あまりやりたくなかった」37.6%、「やりたくなかった」18.1%、「特に考えていなかった」13.1%と回答していたことを

¹¹ この設問に対する回答者数は、2009年内の138件の裁判員裁判に参加した裁判員経験者のうち781人である（選任総数（838人）の93.2%）。

勘案すると、裁判員裁判の実体験が見方を大きく変えたことが分かる。評価の高さの理由は、裁判員制度を評価するうえで重要な論点になりうるが、裁判員就任前に抱いていた懸念の払拭、裁判という重責を果たして判決を出したことの充実感や、裁判官および多様な裁判員と議論した新鮮な経験など、裁判員制度のみならず関与した市民の側の要因も関わりうるため、検証は厳密になされる必要がある。

朝日新聞の調査でも¹²、92.1%が「裁判員を経験してみてよかった」と回答し、「経験しないほうがよかった」1.4%、「どちらともいえない」6.4%という結果になっている。裁判員経験後に関心が高まった対象の内訳は、回答者140人中、「裁判の仕組みや手続きの進め方」52人、「ふだんの裁判に関する報道」37人、「犯罪を増やさないための社会の取り組み」31人、「被告の刑務所での生活や更生の仕組み」24人、「法律に定められた刑の重さ」17人、「被害者のケアのあり方」6人の順である（複数回答）。前述の国民一般に対する世論調査と同様に、裁判員裁判を契機に、裁判員経験者も裁判や司法に対する興味や関心を高めており、被告人の状況への関心が被害者に比して高い結果になっている。

同紙調査の「担当した被告が現在どうしているか、刑務所での暮らしや社会での更生について知りたいか」という設問に対する回答では、「関心があり、知りたいと思う」62.9%、「特に関心ない」31.4%、「分からない」5.7%で、被告人の状況や更生への関心が比較的高い。読売新聞の調査でも¹³、裁判員経験者が判決後もよく思い返すこととして、「被告の更生」60%、「自分の判断の是非」35%、「被害者・遺族の思い」30%、「控訴の有無・控訴審の行方」25%の順に続き（回答は選択肢3つまで）、同様の傾向を示している。

NHK調査では¹⁴、裁判員経験者の心理的負担に関する設問があり、「裁判に参加して心理的な負担やストレスを感じた」と回答した人が67%に上り、うち15%は「今でも心理的な負担を感じている」。世論調査で裁判員就任に精神的負担がネックになっていることを、裏づける結果と言える。

3. 被告人

被告人の裁判員裁判に対する見方は、調査されておらず¹⁵、時折、裁判員裁判後または控訴判断に関わって弁護人を通じてか、記者が拘留所や刑務所で被告人（有罪判決確定後は受刑者）と面会した取材記事として間接的に示される程度に過ぎない。そのため、網羅的ではなく信用性も十分に

¹² 回答者は、朝日新聞社が全国の取材網を通じて把握した裁判員と補充裁判員計140人で、2010年3月から4月にかけて記者による聞き取りまたは書面への記入で実施された（朝日新聞2010年5月17日朝刊記事）。

¹³ 回答者は、連絡先を把握した341人の裁判員と補充裁判員のうち、74%にあたる252人（裁判員214人、補充裁判員38人）である（読売新聞2010年5月17日朝刊記事）。

¹⁴ NHK調査は、1年間に全国の裁判所で裁判員および補充裁判員を務めた人のうち連絡先の分かった330人に対して行われた。

¹⁵ ある弁護士会のシンポジウムに参加した際、日弁連等で被告人の裁判員裁判への見方に関する情報を集約していないか尋ねたところ、調査していないとのことで、関心もあまりないようであった。

はないが、以下で、2009年内に裁判員裁判で第一審判決が下された138件（被告人142人）のうち、裁判員裁判への被告人の見方に関わる新聞記事等を、確認できた限りで、裁判員裁判が開廷された時系列順に列記する。結論を先どりすれば、積極評価（2、3、4、5、6、7、12）、消極評価（1、6、8、9、11）、不明（10、13）に分かれる。

（1）東京地方裁判所1例目（8/3-6、殺人、求刑懲役16年、判決懲役15年、全国1例目、控訴）

被告人（男性、72）は、弁護人が判決後に接見した際、「やったことは悪いが、（裁判員が）自分と同年代であれば、近隣トラブルの問題も理解してもらえたのではないか」と不満を述べた（読売新聞、2009年8月7日、被告人は72歳で裁判員は30-60歳代であった）。控訴後の9月に東京拘置所で取材に応じ、「裁判員制度はよくない。自分の気持ちが伝わらなかったのもう一度、高裁で判断してもらいたい」と語っている（読売新聞朝刊、2009年12月2日）。また、「被害者にも落ち度があったのに認めてくれなかった。素人に裁判は無理だ」と、東京拘置所で納得のいかない心境を明かしている（東奥日報朝刊（共同通信配信記事）、2010年1月20日）。控訴審の棄却判決後、被告人は「エリート裁判官には期待していないし、弁護人もわたしの意見を聞かずに方針を決めた。従来なら懲役10～12年。裁判員裁判で見せしめのように重くされた」と、東京拘置所で記者に不満をぶちまけた。被告人は納得できず控訴している（同紙朝刊、2010年1月24日）。

（2）さいたま地方裁判所1例目（8/10-12、殺人未遂、求刑懲役6年、判決懲役4年6月、全国2例目、控訴せず）

弁護人が判決後に接見した際、被告人（男性、35）は、「懲役刑はやむを得ないと思っていた。裁判員には十分話を聞いてもらった。追い詰められていた自分の立場を理解してもらえたからこそ、こういう判決になったのだろう」と話したという（毎日新聞朝刊、2009年8月13日）。

（3）青森地方裁判所1例目（9/2-4、強盗強姦等、求刑懲役15年、判決懲役15年、全国3例目、控訴）

第一審で弁護人を務めた弁護士2人によれば¹⁶、裁判員裁判後に面会した折、被告人（男性、22）は、「判決言い渡しの際に涙を流していた裁判員がおり、自分のことを考えて判決を出してくれた、ありがたい」、「一般の人の意見が聞けて良かった」という趣旨のことを語っていた。後者の言葉について、弁護士の一人は、裁判員を務めた一般の人の考えに触れて、被告人は、自分の認識がずれていたと分かり、納得につながったのではないかと述べていた。

被告人に対する拘置所での記者取材では（控訴棄却の翌日）、一審の裁判員裁判について、「裁判員の人たちが真剣に考えてくれた印象はある」と語る一方、「プロの人たち（裁判官、検察官、弁護人）が裁判員を強く意識していて、自分が法廷にいなくてもいいんじゃないかと感じた。自分が裁かれる場なのに、置き去りにされたような孤立感を覚えた」と振り返っている（河北新報朝刊、2010年3月12日）。後日の取材でも、被告人は、「置き去りにされている感覚」を覚えた

¹⁶ 両弁護士には、2009年9月の執筆者の担当する弘前大学人文学部裁判法ゼミナール十和田調査時と、同年12月の裁判法Ⅱ講義での招聘特別講義時に、それぞれお話を伺った。インタビューおよび特別講義の概要は、裁判法ゼミナール2009年度調査報告書に掲載されている（<http://www.saibanhou.com/seminar2009report.html>）。

する一方、判決要旨の読み上げの際にハンカチで目頭を押さえていた裁判員がいたことで、親身になってくれていると感じたとする。また、職業裁判官だけで同じ量刑の判決を出したのなら、自分のことを理解し、苦しみながら出した結論とは思えなかっただろうと語っている（朝日新聞（青森）朝刊、2010年5月21日）。

（4）福岡地方裁判所1例目（9/9-11、覚せい剤取締法違反、求刑9年・罰金200万円・追徴金約765万円、判決9年・罰金200万円・追徴金約765万円、全国8例目、控訴せず）

被告人（男性、39）は、接見した主任弁護人によると、「壇上に（補充裁判員2人を含めた）11人がずらっと並び、プレッシャーを感じた」と語っている。裁判員裁判の対象となったことに抵抗はなく、判決にも納得しており「早く妻のもとに戻れるように努めたい」と話したという（西日本新聞朝刊、2009年9月19日）。

また、福岡拘置所での面会取材に応じ、「裁判員が更生を願ってくれた」と話し、控訴しない意向を明らかにした。裁判員裁判を受ける前は、「どういう裁判になるか想像がつかず、不安が大きかった」と戸惑いを感じていた。被告人質問では6人の裁判員全員が質問した。40歳代の自営業女性の裁判員は「逮捕されていなかったら、次も引き受けましたか」と尋ね、被告人は「これで終わりにしようと思っていました」と答えた。被告人はその時の印象を「みなさん熱心だなと思った。質問に思いやりのようなものを感じた」と振り返り、「裁判員が市民感覚で私を見てくれているような気がした。頑張らないかんと思う。（服役後は）大阪に帰って何らかの仕事につきたい」と話している（読売新聞朝刊、2009年9月19日）。

（5）高松地方裁判所1例目（9/15-17、現住建造物等放火等、求刑懲役7年、判決懲役6年、控訴）

接見した弁護士によると、被告人（男性、41）は「裁判員や裁判官は自分の話をよく聞いてくれた」と審理に不満はないものの、早期の社会復帰を望み、量刑不当として控訴審の判断を求めた（読売新聞（大阪）朝刊、2009年9月25日）。

（6）富山地方裁判所1例目（10/27-29、殺人等、求刑懲役20年、判決懲役17年、控訴せず）

富山刑務所の面会室で、被告（男性、29、受刑者）が取材に応じ、「求刑の8掛けぐらいと聞いていたので、ちょっと重かった。一般人が先入観を持たずに裁判できるのか。被害感情も重視されやすい」と、裁判員裁判への不満を漏らした。逮捕当初、強盗目的と疑われ、それが報道されたことで、裁判員は予断を持っていたのではないかと考えている。また男性1人、女性5人という裁判員の構成にも不満があるという。「男性が多ければ、自分が交際相手のことを思っている気持ちが伝わったはずだ」という。

ただし、公判で裁判員から「思いとどまれなかったのか」と質問されたことや、判決の際に更生を願う裁判官と裁判員のメッセージが伝えられたことには「ありがたい。ちゃんと審理してくれたと感じた」という。同受刑者は控訴せずに服役し、その後、記者にあてて「取り調べもひどかった。すべて録画すべきだ」などとつづった手紙を寄せている（東奥日報朝刊（共同通信配信記事）、2010年1月20日）。

(7) 青森地方裁判所 2 例目 (11/17-19、強盗致傷等、求刑懲役 8 年、判決懲役 6 年 6 月、控訴せず)

裁判員 6 人全員が発言し、「たとえ仕事がなくても、盗みはしないと云えますか」「心機一転、頑張るといふことでもいいか」など、被告人 (男性、43) の更生を念頭においた問いかけや励ましの一方、「自分に負けているだけでは」との叱咤もあった。被告人より年上と見られる男性裁判員から「一生懸命働いた方が楽。更生して、もっと人生を真剣に生きて」と諭されると、被告人は「ありがとうございます」と頭を下げた。他の裁判員からは、「同居している女性のためだけでなく、自分のため、社会のために頑張る」「仕事がなくても、自暴自棄にならないで」と励ましの言葉があり、裁判員に正面から向き合い、背筋を伸ばして耳を傾けていた。

弁護側立証で、被告人と同居する女性の手紙が読み上げられると、女性裁判員がハンカチで目元をぬぐうしぐさを見せる場面もあった。女性裁判員は、被告人が過去に服役していたことからこれまでの度々就職を断られていたことを挙げ、「次に出所する時にはさらに年を取っており、就職も難しくなる。理想ばかりではないということを考えて」と語りかけた。これを受けるように、裁判官が「(被告人は) 介護の資格があると言っていたが、それを生かしたいということか」と確認すると、被告人は「職種にこだわらずにどんな仕事でもやりたい」とはっきり答えた。

被告人は、検察側に過去の過ちを指摘され、「これまでは社会復帰するたびに『何とかなるだろう』と思っていた」と吐露し、そのうえで「一般の方から見られる全国的な裁判になったことで、かえって自分に戒めを持つことができた」と裁判員裁判の効果に言及した。裁判員の男性に発言の真意を問われると、「裁判を冒涇したと言われるかもしれないが、この裁判を「肥やし」にしたい。それで芽が出ないなら終わり。裁判員裁判で己を知った」と答えた。最終陳述では、大勢の注目を集めた今回の公判が更生の機会を与えてくれたとして、「裁判員の言葉に勇気づけられた」「裁判員裁判になったことを感謝したい」と語っている (東奥日報朝刊、2009 年 11 月 19 日)。

(8) 静岡地方裁判所沼津支部 2 例目 (11/24-26、強盗致死、求刑懲役 25 年、判決懲役 24 年、控訴)

控訴審の被告人質問で、被告人 (男性、64) は、量刑への感想を「取調べ段階で検事に『(当時 12 歳の) 一番下の子が成人するころには出所できる』と言われていたので、求刑や判決を聞いて驚いた」と述べ、「どんな刑も受ける」とした一審の供述を「本心では 1 日でも早く出所したい。刑務所で死にたくない」と翻した。結審後、控訴審の弁護人が取材に応じ、被告人が弁護人に対して「(裁判員が) 最初から印象で決め付けた点もある」と感想を語っていることも明かした (静岡新聞朝刊、2010 年 3 月 18 日)。

(9) 和歌山地方裁判所 2 例目 (12/7-9、殺人、求刑懲役 10 年、判決懲役 7 年、控訴)

弁護人によると、被告人 (男性、62) は、判決について「裁判員が検察側の主張に影響された」と話しているという (読売新聞 (大阪) 朝刊、2009 年 12 月 23 日)。

(10) 姫路地方裁判所 1 例目 (12/9-11、逮捕監禁致死・死体遺棄、求刑懲役 10 年、判決懲役 9 年 6 月、控訴せず)

被告人 (男性、35) が姫路拘置支所で取材に応じ「控訴はしないと語った。求刑に近い量刑となったことについては、「子どもの命を奪う重大な結果を招いた。当然の刑と受け止めている」と

話した。約15分間、面会に応じた被告人は、裁判員裁判で裁かれたことについて「自分の罪が人間に裁かれたという点で、裁判員も裁判官も関係ない」と述べた。一時は控訴も頭をよぎったが、「子どもの供養のため、このまま（刑務所に）行って償おう」と決めたという。判決では「(男児のことを) ずっと思い続けてください。一日も早く立ち直ることを祈っています」という裁判員のメッセージが伝えられたところ、同被告人は「朝から晩まで冥福を祈っている」と話している（神戸新聞朝刊、2009年12月24日）。

(11) 岡山地方裁判所 3 例目 (12/15-18、殺人未遂、求刑懲役 8 年、判決懲役 5 年 3 月、控訴)

控訴審で、被告人（女性、43）は、殺意がなかったとする第一審での言い分について「裁判員と裁判官が分かってくれなかった。とても不満に思っている」と述べ、あらためて傷害罪の適用を主張した（山陽新聞朝刊、2010年3月25日）。

(12) 佐賀地方裁判所 1 例目 (12/14-17、殺人、求刑懲役13年、判決懲役 5 年、控訴せず)

判決後に面会した弁護人によれば、被告人（男性、60）は判決を受け入れる態度をみせ、「裁判員にはよく話を聞いてもらえた。ありがたく思っています」と納得した様子で話したという（佐賀新聞朝刊、2010年1月5日）。

(13) 名古屋地方裁判所 4 例目 (12/15-17、強盗致傷、求刑懲役 5 年、判決懲役 3 年 6 月、控訴)

判決後、被告人(男性、27)は、記者に「思ったより重い判決。裁判員にも反省は伝わったと思うが、判決でどこまで考慮されたか分からない。弁護人から『裁判員裁判でなければ判決は違ったはず』と言われた」と話している（中日新聞朝刊、2009年12月23日）。

4. 被害者

被害者の裁判員裁判への見方は、ほとんど報じられていない。確認できた記事の限りでは、以下のように積極的な評価を受けている。

(1) 東京地方裁判所 1 例目 (前掲)

被害者の長男をサポートした弁護士によれば、判決後、本人は「裁判員が市民感覚で判断してくれたのでは」と喜んでいた（毎日新聞朝刊、2009年8月7日）。

(2) さいたま地方裁判所 1 例目 (前掲)

被害者が取材に応じ、「裁判員の参加が(量刑の) 数字にどう反映されたか分からないが、冷静に受け止めている」と話した。証人尋問と意見陳述で法廷に立ったことについては、「自分と同様に司法のプロでない裁判員と話す時が一番話しやすかった」と打ち明けている（読売新聞朝刊、2009年8月13日）。

(3) 青森地方裁判所 2 例目 (前掲)

自宅に侵入され現金を奪われた被害者（女性、20）は、判決後に取材に応じ、「公平な裁判で納得のいく判決だった」と評価した。女性は当初、「プロの裁判官の方が公平な裁判になる」と話し、裁判員裁判の対象事件になったことを不安がっていた。法律の素人だと、自分や被告人のどちら

かに感情が偏るのではないかとの懸念もあった。しかし、弁護人が公判初日の選任手続きで、自身の通学する大学の卒業生や同世代の若い女性らを理由を示さない不選任にしたことを報道で知り、「自分に強く同情するような候補者を省いてほしかったのでよかった」と振り返った。

18日の公判では、裁判員が被告人に、「一生懸命働かずどうしてこうなるのか」と質問し、被告人は「自分の弱さ」と答えた。女性はこのやり取りについて、「大半の人は弱さを乗り越えて生きている。被告は自分に甘い」と感想を述べた。懲役6年6月の判決は「これくらいが妥当」と評価。更生可能性について、「窃盗の癖はなかなか直らないと聞くし、正直あまり期待は出来ない」としながらも、「内妻に迷惑をかけた分、出所したらしっかりと働き、2人で幸せになれるよう頑張っしてほしい」とも話している（東奥日報朝刊、2009年11月20日）。

(4) 熊本地方裁判所3例目(12/1-4、強制わいせつ致傷等、求刑懲役10年、判決懲役10年、控訴)

判決後、代理人弁護士を通じて、被害者女性が「裁判員の構成が男性4人(女性2人)だったので心配だったが、自分の気持ちを十分に汲み取ってもらった」とコメントした。女性は傍聴席で判決を聴いたという。公判では別室からビデオリンク方式で意見陳述し、弁護士によると、女性は裁判員にモニターで顔を見られることに葛藤もあったが、肉声で訴えることを望んだという(熊本日日新聞朝刊、2009年12月5日)。

5. 裁判官

裁判官の意見交換会が、2009年5月20日に大阪高等裁判所で、翌21日に名古屋高等裁判所、東京高等裁判所で開催されている。東京高裁の意見交換会には、東京、横浜、さいたま、千葉の各地裁と東京地裁立川支部の裁判官計12人が参加した。以下は、同会での裁判員裁判への見方に関わる主な発言である。公式会合での発言のためもあるかもしれないが、積極評価がなされている。

裁判員裁判を体験した感想について、東京地裁の裁判官は「裁判員の方と同じように私に始まる前は不安を感じていたが、終わったら良い経験だった」と語る。さいたま地裁の裁判官は「裁判員は、思った以上に感情に流されることなく冷静に判断している」と述べている(以上、毎日新聞朝刊、2010年5月22日)。横浜地裁判事は、「裁判員の意見に、目を開かされるような思いを毎回する。物の見方もそれぞれ違う」という感想を表明する。東京地裁判事は、裁判官と裁判員の視線の違いを痛感し、「裁判官は悪いことをした人に会いすぎているせいか、刑事裁判に初めて接する裁判員とは視点が全く違うときがあった」とする。別の裁判官も、「刑を決める際、今まで当たり前と思っていたことと異なる考え方を示され、新鮮な驚きがあった」と振り返っている。(以上、東奥日報朝刊、2010年5月23日)。

Ⅲ 裁判官と裁判員の異同

以上の裁判員裁判への見方を踏まえて、裁判官と裁判員の傾向の違いを考察する。

1. 裁判官

司法権は、立法権および行政権と抑制と均衡の関係に立つ国家作用で、法規の適用により具体的争訟を解決することを目的とし、裁判所に帰属する（憲法77条1項）。裁判所は、憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する（裁判所法3条）。裁判にあたって、具体的な争訟は、法律的論理に従って適法性・違法性や権利関係に置き換えられ、当事者および代理人の主張、立証にもとづいて、裁判官が事実を認定して、法を適用した効果を宣言する。

裁判官は、法的思考のトレーニングを積み、数多くの裁判を扱うなかで、職業的な裁定目的志向を身につける。そのため、刑事裁判では、公判中から、最終的な有罪・無罪と有罪の場合の刑の重さをどうするかが念頭にあり、裁判の結論からの演繹的な視点から公判を見る傾向にある。すなわち、刑の量定を左右しうる情状としての、犯行の動機・目的、計画性の度合い、手段・方法・態様、共犯関係、被害の軽重、被告人の年齢、前科前歴の有無、生活状況、被害弁償・謝罪・示談の有無や、被害者側の事情などを確かめる場として、法廷が位置づけられる。

さらに、日本の刑事裁判に特有の環境が、裁判官の姿勢に影響をおよぼす。真摯に一つ一つの裁判に臨む裁判官は多いであろうが、有罪率99%以上の日本の刑事裁判の環境におかれると、法廷で目の当たりにする被告人が皆、有罪であるかのような感覚を覚えがちになり、被告人の言い分が犯罪者の言い訳に聞こえても不思議ではない。加えて、事件の9割ほどは被告人が罪を認めている自白事件で、争点は主に量刑になるため、取調べ段階で録取された自白調書を裁判官が法廷外で読み込んで把握し、事件の心証を形成することになる。そうになると、公判は、有罪を前提に、もっぱら量刑判断の材料を得る場に過ぎなくなる。

否認事件でも、有罪率の高い環境下では、被告人の言い分が信用されにくい。取調べ段階で「自白」していれば、刑事訴訟法上、伝聞法則の例外として、一定の条件を満たせば被告人の取調べ調書に証拠能力が認められている関係もあり（同法322条）、裁判官は、目の前の被告人の述べることよりも、供述調書に信用性を認めることが多かった。裁判官の供述調書慣れ、端的にはその結果として構造的な「有罪慣れ」は、取調べの適法性や調書の録取方法いかんにより、もっとも危険な誤判要素になりうることは、すでに論じられている（安原2006：448-451）。

また、日本の裁判官、裁判所については、「統一性」が非常に重視されると指摘される（フット2007）。同説によれば、日本の裁判所の特徴は、裁判官の個性を問わない市民から隔絶された不透明さのなかで統一的に運営される点にある。そして、日本の裁判所では、訴訟指揮などの手続面と、判決の形式、内容、最終的な結論にいたるまでの実体面のいずれにおいても、統一性が高い価値を

あたえられ、法の安定性が最優先される。このあり方は、裁判官が、法の解釈を誤って資質を疑われ、判例を逸脱し上訴審で覆されると、人事面の不利益がもたらされることで裏打ちされる。

日本では、検察官が起訴権限を独占し、もっぱら有罪立証の確実な事件を起訴してきたことが、刑事裁判の有罪率の高さの背景にある。その検察官、検察庁でも、「一貫性」が尊重される（ジョンソン2002）。求刑基準についても同様で、事実上、求刑の8割程度の刑期で裁判所で判決が言い渡されることが多かった。検察官の求刑を勘案すれば、裁判官は、量刑についても、法廷で頭を悩ませる余地は少なかったと言えよう。以上から、これまでの日本の刑事裁判は、裁判官にとって、真摯に被告人や被害者の言い分に耳を傾けないことを暗黙裡に許容しうる構造になっていたことが分かる。

2. 裁判員

他方、裁判員は、社会生活を送る市民が無作為に選ばれて1つの事件のみを担当するため、あくまで一般人であり、裁判官のように職業的な裁定目的志向を持つまでにいたらない。II 5の裁判官の意見交換会では、裁判官と裁判人の目線の違いが指摘されていた。実際に、裁判員裁判の被告人に対する質問のなかには、これまで散見されたように、裁判の結論を導くうえで直接関係ないと思われる感想、叱咤激励や励ましの言葉が含まれている¹⁷。

裁判員に選ばれて、おそらく一生に一度のみ刑事裁判に参加する機会を得た裁判員は、裁判の重責もあり、新鮮な気持ちで真摯に法廷に臨むであろう。こうした裁判員の性質は、前述の日本の刑事裁判実務の構造から縁遠いため、刑事裁判に初めて直面する裁判員の新鮮な感覚を生かすことで、前述の裁判官の「有罪慣れ」の危険を除去する効果が期待されてもいる（安原2006：451-452）。

筆者が青森県の裁判員裁判1件目の傍聴時に感じた24の瞳の注視、見られている感じは、裁判を職業としないゆえ、新鮮な感覚で裁判に熱心に関与しようとする裁判員の姿勢の表れであろう。また、同裁判での裁判員と被告人の質疑が、実務法律家への対応と異なって生き生きとした日常会話めいたものに聞こえたのは、法律知識を持たない一般市民同士、しかも同じ県内で暮らし、ともすると裁判員自身またはその親族、知り合いが犯罪の当事者になりうる立場の互換性があるためと考えられる。裁判官は、対照的に、法律知識と経験を持ち、3年程度で全国または東北管内で転勤を繰り返す、県外の人である。模擬評議の言語分析からも、裁判員と裁判官の志向の違いが明らかにされている（堀田2010）。介護疲れ殺人の事件などで刑が軽くなり、性犯罪で重くなる傾向が指摘されるのは、裁判員が被告人または被害者への共感いかんに関わっていると見られる。

¹⁷ 法律上、裁判員は、法廷で、裁判長に告げて、裁判員の関与する判断（事実の認定、法令の適用、刑の量定）に必要な事項について、証人その他の者を尋問する場合と、被告人が任意に供述する場合に被告人の供述を求めることができ（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律56、59条）、被害者等又は当該被害者の法定代理人が意見を陳述したときは、その陳述の後に、その趣旨を明確にするため、質問することができる（同58条）。実際の裁判員裁判でまみ見られる裁判員の「質問」が上記の要件に該当するかについては、異論もあろう。

裁判官であれば、判決を出すことで司法と裁判所の権限は尽きるため、職業上の役割は終わり、それ以上の関心は薄れがちである¹⁸。他方、裁判員経験者は、前掲のアンケート調査によれば、裁判を終えた後も、被告人の状況や更生に比較的高い関心を示している。裁判員裁判の執行猶予判決に執行猶予が付される割合の高さは¹⁹、被告人にしっかり更生してもらいたいという裁判員の気持ちの表れと言えよう。司法の枠組みにとらわれないこうした裁判員の姿勢については、司法の本来の役割ではないとして軽視する向きもあろう。他方、司法は裁定するだけで何もしないという批判は、これまでも福祉関係者等からしばしば聞かれたところであり、司法福祉という学問領域と実践が提唱される昨今（山口2005など）、司法のあり方への再考を促すものとも考えられる。

裁判員裁判の判決を見ると、2010年5月末までの制度施行後約1年間で、被告人582人すべて有罪で、量刑は事件により幅はあるにせよ平均するとおおむね検察官求刑の「8がけ」であり、従来の裁判官による裁判とあまり変わっておらず、裁判員の影響は限定的である。他方、同期間内の被告人控訴率は29.0%（582人中169人）で、制度施行前の2008年の対象事件での控訴率34.6%（2163人中749人）を5.6%下回った。裁判員裁判の控訴率の低さは、被告人の納得度の高さの表れと解する余地があるものの、Ⅲ 2 (3) (5) の事例のように、裁判員裁判に一定の評価は示しつつ、より低い刑を求めて控訴する場合もありうる。また、冒頭に記したように、裁判員裁判で判決が出された事件は、起訴された事件の3分の1弱に過ぎず、有罪率の高さおよび控訴率の低さは、深刻な否認や複雑な事実関係の事件が公判前整理手続に時間を要してはまだ裁判員裁判にかかっておらず²⁰、これまで争いの少ない事件がほとんどであった関係もある。裁判員制度施行後1年を経て、取調べ調書の信用性を否定して起訴罪名の殺人罪を傷害致死罪に初めて変更した事例（2010年5月28日水戸地裁判決）に加え、初の一部無罪（同年6月9日東京地裁立川支部判決）、初の全面無罪（同年6月22日千葉地裁判決）や放火部分の無罪（同年7月8日東京地裁判決）の事例（後二者は検察官控訴）が現れた。裁判員裁判の真価が問われるのはこれからであり、従来の裁判官および裁判官のみによる裁判への影響も注目される。

IV 裁判員裁判の性質の検討

これまでの検討から、裁判員の参加する裁判は、裁判官のみで構成される裁判と幾分異なる性質を帯びることが見てとれる。Ⅱ 3では、すべての裁判例ではないにしろ、被告人から裁判員裁判が積極評価を受けている例があった。また、Ⅱ 4では、ケース数の少なさゆえ留保付きながら、被害者からも評価を得ていた。裁判員裁判による被告人への更生効果と、被害者の治癒効果は、Ⅲで見

¹⁸ もっとも、裁判官によっては、判決後の説示を通して被告人への期待等を表明する場合は従来からある。

¹⁹ 2010年3月20日現在、裁判員裁判の執行猶予判決に保護観察が付される割合は53%の一方、従来の同種事件に対する裁判官の裁判では37%にとどまる。

²⁰ 公判前整理手続の遅さについては、最高裁長官が2010年の憲法記念日に苦言を呈している。

た、職業的な裁定志向を持つ裁判官と異なり、従来の司法の枠組みにとらわれることなく、被告人と被害者の声に耳を傾け、その更生と被害回復を願う、裁判員の性質に負うところが大きい。

青森県1例目の裁判員裁判に関与した裁判員経験者は、3つの「裁判員の痛み」を語る（澁谷2010）。すなわち、第一に、裁判員として裁判に参加することで、自分の住む地域で何が起こったのかを知り、心が苦しくなり、自分が何もできなかつたのかと悔やまれる。第二に、その犯罪で傷んだ人（被害者）の痛みを知る。第三に、その罪を犯してしまった人（被告人）の心をたどることになる。前掲の裁判員経験者に対する前掲のアンケート調査では、回答者の3分の1が裁判員を務めたことで心理的な負担やストレスを受け、うち15%は裁判後もそれを抱えていた。これは、刑事裁判というものの自体が、犯罪という過去の不幸な出来事を、被告人の生い立ちに始まり、事件の発生にいたるまでの経過と、事件の詳細をたどり、被害者の声に耳を傾け、被告人の有罪無罪と有罪の場合の刑を決めるためではなかろうか。つまり、裁判員は、日常生活ではほとんど関わりを持たないが、選任されたことで、犯罪に関わり、その不幸な傷に触れるため、痛みを共有することになる。しかし、そうした裁判の作業は、地域社会を維持する限り、誰かが行わなくてはならないものであり、その重要な社会的役割を担ったことが、裁判員経験への高い評価につながっているであろう。

被害者については、裁判員裁判で審理されることで、事件が知れ渡ることを避けて、被害申告をためらうこともありうる。他方、被害者によっては、厳罰化を求める気持ちが大きくても、裁判員裁判で被害を知ってもらいたいという希望を持つのではなかろうか。青森県1件目の裁判員裁判では、被害者の痛みが、肉声を通じて法廷に伝えられ、部分的にしる、法壇上の裁判員、裁判官、そして傍聴人にも受容されたように感じられた。同裁判を傍聴した、性暴力被害者の支援活動に携わる小林美佳も、裁判員の表情や質問から真剣さが伝わり、今まで傍聴した裁判より血が通っている印象を受けた旨を記している（毎日新聞朝刊、2009年9月4日）。

諸外国の陪審、参審裁判に目を転じると、裁判が更生、治癒効果を帯びると聞くことはない。日本では、なぜ裁判員裁判に感謝する被告人がいるのであろうか。ここには、裁判や訴訟手続のみならず、日本社会の状況が関わっていると考えられる。すなわち、貧困者、失業者、家庭環境に恵まれない者への福祉的支援が十分でなく、犯罪に手を染めた者が、長期の勾留期間の末、ようやく自分のことを案じてくれる人に出会えたのが、裁判員裁判の場であったのではなかろうか。その意味で、裁判員裁判の更生、治癒効果は、皮肉な意味も持ち合わせている。

おわりに

本稿では、裁判員裁判の更生、治癒効果を論じた。Iでは、青森県1例目の裁判員裁判傍聴体験を記し、本稿のテーマを着想するにいたる背景を明らかにした。IIでは、裁判員裁判に対する見方を、国民、裁判員経験者、被告人、被害者、裁判官について探った。その結果、国民は裁判員就任に主に心理的負担からためらいを覚えているものの、制度施行後は司法や裁判に関する関心を高めるこ

と、裁判員経験者は、裁判員裁判に参加したことで、心理的負担を抱えながらも、裁判員の経験を高く評価し、裁判後も被告人の更生に関心を持ち続けていること、被告人は、裁判員裁判への積極的、消極的な見方に分かれること、被害者はデータ数が少ないものの高評価し、裁判官も同様であることを、それぞれ確認した。Ⅲでは、職業上の裁定目的を志向する裁判官に比した、裁判員の性質を描き出した。最後にⅣで、裁判員裁判の更生、治癒効果には、裁判員の性質のみならず、日本社会と刑事裁判のあり方も関係することを論じた。

以上の検討は、冒頭に記したように、わずかな裁判員裁判の傍聴体験と二次資料に主に依拠する点で、準備的考察にとどまる。しかし、裁判員裁判が更生、治癒効果を持ちうるものの方向性を示すことはできたものと考えられる。ただし、いくつかの課題もある。まず、本稿で論じる裁判員裁判の更生、治癒効果の詳細は、司法福祉のほか、治療法学 (Stolle et al. ed. 2000)、修復的司法 (ゼア1995=2000) といった関連分野の研究を参照して検討する必要がある。また、裁判員裁判の更生、治癒効果があると仮定しても、裁判員、被告人、被害者の個性によって、効果の内実にはばらつきがあらう。裁判員の発言が問題視されたケースはあり²¹、累犯者よりも初犯者や年少者の方が裁判員裁判の効果は大きいと想定される。Ⅲの裁判官と裁判員の異同にも、個性差はありうる。Ⅱ 3に見たように、被告人と被害者の裁判への見方には、事件の態様、判決内容 (刑の軽重)、言い分がきちんと裁判で聴取されたか、公正な手続で審理が進められたか、また被告人の思い込みなど、様々な要素が関わりうる。裁判に関わる心理学的な研究 (リンド=タイラー 1988=1995、菅原2010) の参照も欠かせない。裁判員裁判の更生、治癒効果は、厳密には、心理学的な実験を通じた実証が求められるであらう。

* 本稿は、平成22年度科学研究費補助金若手研究 (B) (課題番号22730002) による成果の一部である。

【文 献】

- フット、ダニエル・H (溜箭将之訳) (2007) 『名もない顔もない司法－日本の裁判は変わるのか』 NTT 出版。
後藤昭 (2008) 「裁判員制度をめぐる対立は何を意味しているか」世界779号 90-100頁。
堀田秀吾 (2010) 「レジスターから見た裁判官と裁判員の思考体系の差異」法社会学72号 135-147頁。
池田修 (2009) 『解説裁判員法〔第2版〕－立法の経緯と課題』 弘文堂。
ジョンソン、デイビッド・T (大久保光也訳) (2002=2004) 『アメリカ人のみた日本の検察制度』 シュプリンガー・フェアラーク東京。
木下麻奈子 (2010) 「人々の裁判員裁判への態度－裁判員になることを規定する要因の構造－」法社会学72号 117-134頁。
リンド、E・アラン=トム・R・タイラー (菅原郁夫=大淵憲一訳) (1988=1995) 『フェアネスと手続きの社会心

²¹ 裁判員が被告人に向かって「むかつくんだよ」と言った例 (2009年11月19日、仙台地方裁判所) のほか、被告人を叱咤した例が報道されている。

- 理学－裁判、政治、組織への応用－』ブレーン出版.
- 松永寛明 (2008) 『刑罰と観衆－近代日本の刑事司法と犯罪報道』昭和堂.
- 松村良之他 (2008) 「裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識」北大法学論集59巻 2228-2302頁.
- 最高裁判所 (2010a) 『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書 (平成21年度)』.
- (2010b) 『裁判員制度の運用に関する意識調査』.
- 澁谷友光 (2010) 「地域から見た裁判員裁判－裁判員に選ばれた一般市民の感想」日本法社会学会2010年度学術大会ミニシンポジウム報告.
- 新屋達之 (2005) 「司法改革のイデオロギー－裁判員制度を素材に」法の科学35号 135-142頁.
- Stolle, Dennis P. et al. ed. (2000), *Practicing Therapeutic Jurisprudence: Law as a Helping Profession*, Carolina Academic Press.
- 菅原郁夫 (2010) 『民事訴訟政策と心理学』慈学社.
- 山口幸男 (2005) 『司法福祉論 (増補版)』ミネルヴァ書房.
- 柳瀬昇 (2009) 『裁判員制度の立法学－討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』日本評論社.
- 安原浩 (2006) 「裁判員制度導入の意義について考える」本林徹他編『宮本康昭先生古稀記念論文集 市民の司法をめざして』日本評論社 445-461頁.
- 山口幸男 (2005) 『司法福祉論 [増補版]』ミネルヴァ書房.
- 座談会 (澁谷友光＝伊藤秀行＝四宮啓) (2010) 「裁判員を体験して見えてきたもの」世界806号140-149頁 (澁谷発言 144-145頁).
- ゼア、ハワード (西村春夫他監訳) (1995＝2003) 『修復的司法とは何か－応報から関係修復へ』新泉社.